

平成目安箱への回答 No.7 (キイトンボ(神奈川レッドリスト)の保護について)

担当主管課：環境課環境・エネルギー係 電話 72-4438

| 要望等内容 | 回答 |
|---|---|
| <p>高麗ハイツの住人です。今日虫あみを持ったご婦人にハイツ内でお会いし、高麗ハイツ周辺で神奈川県では絶滅危惧種になっているキイトンボ繁殖池がハイツ近隣ある由伺いました。町でも調査されているかとは思いましたが、蚊を好物としているトンボだそうで、ヤブ蚊の多いこの界限には必要な益虫と考えます。自分でもハイツ内を飛んでいた個体の写真を撮影しインターネットで調べキイトンボと確信した次第です。調査とその保護についてご検討頂きたくメールを致しました。</p> <p>ハイツも高齢者が多く蚊などの害虫駆除のための毎月の樹木伐採も大変になって来ており、少しでも安心して暮らせるように、これからも益虫とは共存して行きたいです。</p> <p>予算も時間も無い中とは存じますが何卒前向きなご検討のほど、宜しくお願い致します。</p> <p>(写真とビデオ撮りましたのでご確認に必要でしたら送付します。)</p> | <p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>キイトンボは、主に池沼や水田などの水生植物の多い環境良好な水域に生息する、イトトンボ科の昆虫です。</p> <p>神奈川県内では、近年の護岸工事や埋め立て、水質汚染などによる生育地の環境悪化などの影響により、キイトンボの姿を見ることがほとんどなく個体数の減少が著しいことから、神奈川県の絶滅危惧種ⅠB類(近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)に指定されております。</p> <p>これらの絶滅危惧種を保護する方法としては、生息地での捕獲や開発を禁止したり、その餌となるものが増えるように生息環境を改善する方法と、生息地ではなく安全な施設などに生き物を保護して、それらを育てて増やすことにより絶滅を回避する生息域外保全という方法があります。しかしながら、当町にはこれらに対応できる専門的な知識を持つ職員がおりませんし、生息域外保全を行う施設などありませんので、その都度、専門機関などに依頼し対応している状況にあります。</p> <p>この度、高麗周辺で生息が確認されましたキイトンボにつきましては、昨年にも同様の要望をいただき、申し出者において数匹を捕獲後、町内の他の池に放ち、生息域外保全の活動を行ったことを確認しております。</p> <p>今後も、絶滅危惧種の生存が外的な要因により脅かされる恐れがある場合などは、専門機関等へ相談、情報提供を行い、生息地での保全や生息域外保全などの方法により、絶滅危惧種の保護に努めてまいります。</p> <p>この度は、貴重な御意見をありがとうございました。</p> |

目安箱受付日：R1.8.19

掲示日：R1.9.20